

第9回貿易・投資等ワーキング・グループ  
議事概要

1. 日時：平成26年3月4日（火）9:29～11:11
2. 場所：中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：  
（委員）大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）、安念潤司  
（専門委員）道垣内正人  
（関係団体）都銀懇話会  
（金融庁）藤本総務企画局企画課長、  
梅村総務企画局企画課信用機構企画室総括補佐  
（経済産業省）鮫島貿易経済協力局貿易保険課課長補佐  
（事務局）大川規制改革推進室次長、仁林企画官
4. 議題：
  1. 異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する授与信取引等の銀行本体への解禁に係る規制改革要望について
    - ・都銀懇話会からの説明
    - ・金融庁からの説明
  2. （独）日本貿易保険による貿易保険の付保対象契約拡大に係る規制改革要望について
    - ・都銀懇話会からの説明
    - ・経済産業省からの説明
5. 議事概要：

○大川次長 それでは、規制改革会議第9回貿易・投資等ワーキング・グループを開催させていただきたいと思います。

皆様方には御多用中、御出席いただきまことにありがとうございます。なお、本日は所用により長谷川委員は御欠席でございます。

それでは、議事を進めさせていただきます。なお、本ワーキング・グループの議事概要は公開することとなっておりますので、よろしく願いいたします。

今後の進行は大崎座長をお願いいたしたく存じます。よろしく願いいたします。

○大崎座長 皆さん、おはようございます。

本日は、貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目であります、国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直しというテーマを取り上げたいと思います。

早速ですが、議題の「1. 異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する授与信取引等の銀行本体への解禁に係る規制改革要望について」について議論させていただ

きたいと存じます。

この問題についての要望主体でございます都銀懇話会から、幹事行として株式会社りそな銀行の原藤経営管理部グループリーダー、株式会社三菱東京 UFJ 銀行の長島国際企画部情報戦略室次長、同じく横幕企画部会長行室副室長にお越しいただいております。

それから、所管の省庁であります金融庁から藤本総務企画局企画課長、梅村総務企画局企画課信用機構企画室総括補佐に御出席をいただいております。

まず、都銀懇話会から御説明をお願いいたします。

○都銀懇話会 本年度、都銀懇話会の幹事をしております、りそな銀行の原藤と申します。本日はこのような機会をいただき誠にありがとうございました。

都銀懇話会について簡単に御紹介いたします。都銀懇話会は3メガバンクとりそな銀行の4行で構成する団体でありまして、毎年、制度に関する要望活動を行っております。これまでも実務の観点からの要望を受け入れていただいて、多くの制度改正を実現していただいていると考えているところです。

本日ににつきましては、先ほど御紹介いただきましたように、国際的なニーズの高まりが指摘されているイスラム金融について、都銀懇話会を代表して三菱東京 UFJ 銀行から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○都銀懇話会 三菱東京 UFJ 銀行の横幕と申します。

本日はイスラム金融について、御説明させていただきますが、その前に改めまして、このような場をいただきましてありがとうございます。また、本テーマにつきましては、これまでも金融庁様には多大なるサポートをいただいております。冒頭改めてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、本日、実務に詳しい者からということで、先ほど御紹介いただきましたが、国際企画部次長の長島から御説明をさせていただきたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

○都銀懇話会 三菱東京 UFJ 銀行国際企画部の長島と申します。本日はこうした貴重な機会をいただき、誠にありがとうございます。

私は現在、国内の本部で国際企画部というセクションに所属しておりますが、昨年までマレーシア三菱東京 UFJ 銀行に駐在しておりまして、イスラム金融業務にも多く携わってまいりました。そうした経験も踏まえまして、本日、御説明させていただきますと思います。

まず金融庁様におかれまして、2008年に銀行法施行規則を改正いただきまして、銀行の子会社等に一定の要件を満たすイスラム金融関連業務の取扱いを認めていただきましたこと、改めてこの場をお借りして御礼申し上げたいと思います。また、その後も個別案件に係る御相談等において御助言、御支援をいただきましたことを重ねて御礼申し上げます。

おかげ様で私どもマレーシア三菱東京 UFJ 銀行を含む邦銀の現地法人を通じてイスラム金融関連業務の実績を積み重ねておりまして、知見の蓄積等も徐々に進展している状況でございます。

一方で、我々日本の銀行界が今後イスラム諸国等で日本企業のビジネス展開の支援力の強化、向上を図っていく、あるいは欧米銀行と競争していく上では銀行本体の海外支店においても、一定の要件を満たすイスラム金融業務を取扱いたいと考えており、都銀懇話会として要望を提出させていただくとともに、本日、御説明をさせていただく次第でございます。

それでは、お手元の資料に入らせていただきます。

1枚めくっていただきまして1ページ目ということでございますが、イスラム金融の概要について、イスラム金融とはそもそも何かということから御説明をさせていただきます。

一言で申し上げますと、イスラム金融とはイスラム法、このイスラム法をシャリアというような言い方をすることがございますけれども、イスラム法に則した金融取引の総称でございます。一番大きな特徴としましては、金利とか利子が禁止されているということがございますが、イスラム金融のポイントというものが3つございます。申し上げましたとおり利子という概念の禁止、2つ目は資金提供者と債務者双方による Profit & Loss Sharing、3つ目はイスラム法に反する事業に絡む取引の禁止。この3つがポイントとしてございます。

3点目でございますけれども、金利以外にも例えば豚肉が禁止されておりましたり、アルコールが禁止されていたりというものがございますが、こういった取引に絡む金融というのはいけないということが特徴としてございます。

そもそも何で金利を禁じているのかということでございますけれども、こちらの箱の中にも書いてありますとおり、富を持つ者が自らの余剰資金を貸すことで、労せずして利子収入を得るということは好ましくない。こういうことが背景にございます。そのかわりに Profit (利益) あるいは dividend (配当) というような概念をイスラム金融では用いることとなります。

2ページ目です。イスラム金融において利子を回避するための主な対応策が、大きく2つございます。1つ目は実物を介した取引、2つ目は事業投資を介した取引というものがございます。実物を介した取引というのは、さらに大きく2つございまして、1つは物の売買仕立てにするということ。これはムラバハというスキームが非常にポピュラーでございまして、イスラム金融の間接金融、預金貸出の業務ではムラバハが主流になっております。2つ目としてイジャラ取引。これはリース取引でございます。ここにはリース的取引と書いてございますが、これはファイナンスリースの形態あるいはオペレーティングリースの形態の両方がございます。実物を介した取引以外に事業投資を介した取引、先ほど申し上げましたとおり dividend、配当ということを申し

上げましたが、事業に出資あるいは投資をして、それによるリターン、配当を受け取る。これはイスラム上、問題ないことになっておりまして、代表的なスキームとしてはムダラバあるいはムシャラカというものがございます。

ここでのポイントは、利子を回避するための対応策として、代表的なものとして実物を介した取引あるいは事業投資を介した取引というものがございますということでございます。

3 ページです。イスラム金融はいろいろなデータがあつたり、データ自体が整備されていなかったりするため、全世界で 100 兆円を超えているというようなことを言われておりますが、ここでは主要 6 カ国に注目しております。2013 年と 2018 年を比較したときに、この 6 カ国全体でイスラム金融の金額が 2.5 倍になるというような見通しが出ております。

市場規模が突出する 2 カ国としてサウジアラビアとマレーシアがございまして、マレーシアについては 2013 年から 2018 年に 2.8 倍、サウジアラビアについては 2.2 倍という高い成長率が見込まれるということ。これ以外でもインドネシアは、現状マーケット規模としてはそこまでは大きくないのですが、この 2013 年から 2018 年の間に 4.3 倍になるであろうという見通しが立っております。

これはもちろん各国の経済成長もあるのですが、それぞれの政府がイスラム金融を推進するという政策の後押しや、あるいは市場参加者の拡大が期待されることも背景となっております。そもそもイスラム教徒の方々がイスラム金融を利用されていらっしゃる割合が、これも正確なデータはないのですけれども、大体 20%ぐらいと言われております。これは身の回りにイスラム金融を提供する金融機関がないなどのいろいろな要因があるのですが、そういったイスラム教徒の方々がよりイスラム教の教えに則っているイスラム金融を利用したいというニーズが高く持っていらっしゃるしまして、結果としてここでは市場参加者の拡大という書き方をさせていただいておりますけれども、そういった背景もあり、イスラム金融は伸びているという状況にあります。

4 ページ目です。それではイスラム金融、こういった動機で利用されているかということでございますが、申し上げましたとおり、イスラム教国のお客様方は宗教上の理由でイスラム金融を使われたいということでございます。これはイスラム教徒の方々の考えなのですが、一方でイスラム教徒でない方達も結構イスラム金融を使っていらっしゃるケースがございます。

この緑色で囲ってございますコスト面でメリットがある場合に、イスラム金融が使われています。コスト面でメリットがあるというのは、そんなに事例としては多くございません。しかし、一部でそういったコスト面のこともあるということでございます。イスラム金融が安いというのは一時期そういったような情報が流れましたけれども、必ずしもそうではなく、そういうケースもあり、そういったところを狙って利用される方々がいらっしゃいます。

3つ目でございますけれども、資金調達手段の多様化。言ってみれば資金調達をする側からしますと、イスラムの固有の資金プールみたいなものがございまして、そこにアクセスする手段として、イスラム金融を活用されるということがございます。

一番大きいのは、一番下のところに書きました現地の金融慣行や顧客の意向等からイスラム金融を嗜好されるということです。例えば、日系企業のマレーシア現地法人でイスラム債を発行された会社がございます。この会社は現地においてイスラム方式での個人向けのファイナンスをやっている様子をしまして、そのバックファイナンスとしてイスラム金融にて調達されたという事例でございます。

その欄の下から2つ目、英国系の小売企業です。英国系のスーパーをやっている会社なのですが、こちらはその国においてハラールというイスラム教徒向けの食品を販売している様子をしまして、その関係もございましてイスラム金融を活用されているということでございます。

続きまして5ページ目にまいります。イスラム金融の主な取引形態ということで、先ほど実物を介した取引と、事業投資を介した取引というふうなことを御説明申し上げましたが、実物を介した取引の代表例としてムラバハとイジャラがございます。ムラバハについては簡単に申し上げますと物を売買して、その差額が金利に相当するという考え方になります。それから、右側のイジャラでございますが、これは先ほど申し上げましたとおりリースの形態。このリース料は金利ではないというふうになさっております。

下にまいりまして事業投資を介した取引です。これはムダラバとムシャラカとございます。ムダラバというのは単純にある事業に投資をして配当を受け取る。利潤、配当という書き方をさせていただきますけれども、そういったリターンを得る。ムシャラカというのは、どちらかと言うとお金を出資する、投資する当事者が複数いるという共同事業あるいはジョイントベンチャー的な取引ということでございます。こういったものが代表的なものでございますが、先ほど申し上げました預金ですとか貸出では、このムラバハというものが一番使われておりまして、その次に多いのはイジャラというスキームになります。

続きまして現行制度の概要ということで6ページにまいります。2008年12月に銀行法施行規則の改正により、銀行の子会社、兄弟会社のうち金融関連業務を営む会社はイスラム金融のうち、金銭の貸付けと同視すべきものの取扱いが認められております。ただ、一方で銀行本体、これは海外支店を含むのですが、そこでのイスラム金融の取扱いは認められておりません。これは我々の考えでは、銀行は銀行で定められた業務以外の他業を営むことができないため、という整理になっております。

7ページ目、イスラム金融における課題認識ですけれども、申し上げましたとおり子会社、兄弟会社形態でのイスラム金融というのは認められておりますが、子会社あるいは兄弟会社がある現地の規制上、自己資本比率規制等の制約を受けるところがご

ざいまして、大型案件への参画が難しい事例も出てきております。

そういった中で、特に欧州系の銀行においては、イスラム金融が銀行業務と同等の業務という整理がされ、銀行本体での取扱いが認められております。本邦の銀行にとってみますと金融機関同士の競争において不利な立場になるということがございます。先ほど申し上げましたとおり、アジアや中東の金融市場においてイスラム金融が重要な資金調達手段として、その活用が顕著に拡大している中で、現状のままでは邦銀がお客様への円滑な資金供給・売入に支障が生じる懸念があるかもしれないということでございます。

現在の枠組みの中で本邦の金融機関がイスラム金融業務に従事するためには、同じ国あるいは地域に支店があったとしても現地法人を設立することが必要であり、現地法人を設立することは非常に経営資源の有効活用の観点から容易ではないということもございます。そういったことが課題認識として考えられたということでございます。

8 ページ、御検討いただきたい事項ということでございますけれども、イスラム金融取引に該当する受与信取引、これは預金・貸出等のうち、銀行法に基づき銀行本体に認められる業務と実質的に同視し得る取引、このうち銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引との要件を満たすものを、銀行本体で取り扱えることを御検討いただきたいというものが要望でございます。ただ、日本国内におけるイスラム金融の利用のニーズというものは、現時点では限定的ということでもございますので、段階的な改革を想定し、第一段階として海外支店での取扱いを許容いただきたいということでございます。

改革の効果ということでございますけれども、1つ、日本企業のビジネス展開支援というようなところをフォーカスさせていただきました。こちらのグラフでございますが、東日本大震災前と後での LNG の輸入を国別で掲載しておりますが、マレーシア、カタール、インドネシア、ブルネイ、UAE、オマーンとイスラム教国が非常に多くございます。こういった資源を扱う国には、イスラム教国が多いということもございますが、こういった国々と取引をするときに、イスラム金融を活用できると金融面から支援できる余地が拡大すると考えております。

これ以外も現時点では、日本にとって大きな課題にはなっておりませんが、例えばイスラム教徒が食するハラール食品といったビジネスも、将来的にはイスラム金融を利用したいというニーズが相応に高まっていくのではないかと考えられます。

10 ページ、さらなる課題ということで、今後取り組むべき課題ということになりますが、先ほど申し上げましたとおり、現時点では日本国内におけるイスラム金融の利用ニーズが限定的ですが、イスラム金融が今後発展していく中で将来的にニーズが出てくる可能性もあるかもしれないということで、現時点で認められている子会社、兄弟会社形態での取扱いに加えて、海外支店での取扱いを通じて知見を蓄積しつつ、将来的には日本国内での取扱いも検討する可能性が出てくることもあるのかなと考えて

います。

以上でございます。ありがとうございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御要望に関して、金融庁の御説明をお願いできますでしょうか。

○金融庁（藤本企画課長） 金融庁の総務企画局の企画課長をしております藤本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま都銀懇話会の資料で8ページに改革要望というものを載せてありますが、これを金融庁としてどう考えたらいいかということを考えてきたわけでございます。

お手元に3種類ほど資料をお配りしておりますけれども、分厚いものがございます。これは、ではこのイスラム金融というものを外国ではどのように受けとめて、どのように位置付け、どのように対応しているのかについて調査したものです。新井サイマさんというマレーシアにおいても研究をされた方に特別研究員になっていただきまして、調査をお願いしました。

その概要が資料1-2②でございます。イスラム金融の法規制等の国際比較、英国とマレーシアという資料です。その2ページ目をお開きください。英国とマレーシアのイスラム銀行法規制等の比較が簡潔にまとめられております。右側にマレーシアとあります。マレーシアはイスラム金融を行う銀行のために特別にイスラム銀行法というものをつくり、その中でイスラム銀行というものに対するライセンス制度をつくりました。その下で中央銀行が監督検査を行います。シャリア規制以外はコンベンショナルの銀行と同じということであり、シャリア規制というイスラム法の規制もイスラム銀行法に取り込んで対応しているというような取組方でございます。

左側が、英国でございます。これは特にイスラム銀行とかイスラム金融に関する特別な銀行法とかそういう規定はございません。金融サービス市場法の中で行われています。金融サービス市場法の中では、シャリアとかイスラム法というものは現れてこない中でやっているということでございます。

これが外国の状況です。日本の制度の中に当てはめたときにどう考えたらいいかということにつき、資料1-2①を御覧ください。イスラム金融についてと真ん中に大きく書いている資料です。表紙をめくっていただきます。見開きで1ページと2ページ、上に1ページ、下に2ページと広げていただきますと、上の方が銀行本体の業務範囲というものはどのように定められているのかについて書いております。1の①というのが固有業務でありまして、預金の受入れですとか資金の貸付け、為替取引というものが固有業務であります。これを業として行うには、営業としてやるには銀行の免許が必要です。では銀行はこれだけしかできないかといったらそういうわけではありまして、②の付随業務ということで、固有業務に付随する業務というものができることになっています。また、その他一定の証券業務などができることになってい

ます。

では、この付随業務というのはどういう定め方になっているかということになります。2の①で主要なものを例示しています。しかし、例示されているものに限られるかということ、そういうことではありません。2の②のところにありますけれども、その他の銀行業に付随する業務とぼわっと書いてあります。これは意識的にそのように書かれているものです。付随業務の範囲に弾力性を持たせて、新しい種類の付随業務に対する法律上の受け皿としていくということでもあります。当局として新たな業務を全部把握して、いいか悪いかということにつき、それを一々法律に書いていくことはしていないということです。もちろんこの反面といたしまして、これには何が含まれるのかという問題はいつも生じるということでもあります。その柔軟性を持たせるのかということと、何が入っているのかという点が生じるのが、やや二律背反になっている面がございます。

見開きの下の方が銀行グループ会社についてです。銀行の子会社、兄弟会社は何ができるかということです。それは銀行本体ができるものよりも広い範囲になっています。従属業務には銀行が入っているビルの管理とかがあります。銀行業と関係ないビルの管理業なのですけれども、自分が入っているビルであれば、銀行がグループとしてやってもいいでしょうということです。次に、金融関連業務というものがあります。これは、銀行業、有価証券関連業、保険業、信託業に付随・関連する業務です。この範囲はより広いものとなっている一方、一々銀行法施行規則で限定列挙しています。これは広いがゆえにどこまで広がるかわからないので限定列挙しているというような定め方になっております。

その中で右下にあります、イスラム金融というものについても定められていて、銀行の子会社はできることになっているということでございます。

では何でこんなことにしているのかということについて書いてあるのが、4ページ目です。そもそも銀行がこういう業務に限って業務を行うということになっている趣旨についてです。4ページの上の方に書いていますが、その趣旨は銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止するということです。また、注のところに書いていますが、銀行業に専念してもらうですとか、利益相反の問題があるのではないかと、そういう趣旨もあるということでございます。

4ページの下の方にその他の付随業務、先ほど申し上げたものですが、その判断基準というものが書かれております。本業や例示されているものに準ずるものか、それだけが肥大化しないか、銀行業務等の親近性があるのか、業務を遂行する中で生じた余剰能力の活用資するか、といったものを判断基準にしています。

この判断基準は、3ページ目の上の方に金融審議会の報告でその他の付随業務について、もう少しはっきりさせるのが適当であるとの御提言をいただいたことを受けたものです。



こうしたことを前提に、また1ページ目、2ページ目の見開きに戻っていただきます。御要望をいただいているのは上の銀行本体の業務範囲ということでございます。固有業務なのか付随業務なのかといった点に入っていくわけです。

これについて考えますと、例えばファイナンスリース取引に該当するものですか、あるいは投融資活動といったものに該当するようなもの、経済実質的に見てそういうものに該当するようなものというのは、こういうものに該当する可能性があるのではないかと。また、銀行業務とのリスクの同等性が認められる場合や、他のリスクが混入していないような場合といったものについては、先ほども申し上げました他業禁止規制の趣旨、規定を潜脱するものではないということです。銀行本体の固有業務または付随業務として認められる可能性があると考えております。

ただ、イスラム金融と一言で言いますが、契約条項も違っていて、国によってシャリアの関与度合いも違ったりいたします。国によっては、この取引は法に反しているから無効だとか言われたりすることもあるようです。そういうことを考えますと、イスラム金融だからということで、一律にこれは銀行本体の固有業務に入るとか、付随業務に入るかという整理をするというのは必ずしも適切ではないのではないかと考えております。

では、どうやっていくかということです。いろいろ具体的な契約取引形態ですとか取引の中身ですとか契約の中身などを踏まえまして、まずこの現行法の1ページの枠内で個別取引のスキーム、契約条項を踏まえて必要に応じてノーアクションレター、法令適用事前確認手続ですとか、あるいは必要があれば監督指針とかQ&Aなどで明確にしながら、事案ごとに明らかにしていくことが適切ではないかと考えているところであります。

その際の着眼点というのはどういうことかということです。基本的には銀行が通常行っているようなもの、実質的には貸付けのようなものであればそれはいいということになると思うのですが、シャリアの遵守といったものをどう考えていくのかとか、あるいは物品とか不動産の売買といった点がどうしても入ります。ヘッジしたらどうかとかその他いろいろ対応の仕方はあると思うのですが、そういうものの変動リスクといったものをどこまで考えるか。まだ価格変動だったらいいのですが、受けて取ってしまったって売れなくなって塩漬けになってしまうといったリスクをどう考えるかといったことはあると思います。

大分時間が迫ってきましたが、この資料の10ページに行ってください。先ほど都銀懇話会からも説明がありましたが、子会社形態でのイスラム金融の解禁というのを平成20年に行ってきたところでもあります。また、11ページにいきますと銀行本体でのファイナンスリースの活用解禁といったようなことも行ってきております。さらには12ページの社債的受益権に係る措置であります。これは資産流動化法を改正しまして、イスラム債（スクーク）といったものを日本の法制上、位置付けて発行

することができるようにしました。このように、各種対応も行ってきているところがありますが、必ずしもものすごく使われているかといったら、そういうわけでもありません。本当に使われるのか、ニーズはどのようなものなのか、本当に使われる場合にはどうやったほうがいいのかということは、きちんと検証していかなければいけないということでございます。

イスラム金融だからということで一律に銀行本体の業務として認められないということはないですし、イスラム金融であれば法律構成を無視して全く必ず認められるというわけでもないのですけれども、そういう多様な取引、個別の契約などを踏まえて、法令適用事前確認手続や監督指針とかQ & Aとか等というようなことを通じて、当局もいろいろなことを知り、銀行界もいろいろなこと、法的な側面も理解し、お互いに連関関係を持ちながら、実質的に何か銀行業とか付随業務に当たるようなものであればいいとしつつ、そのいろいろな多種のリスクが混入しているものをどう管理していくのかとかも含めて、今後対応していくことが適切ではないかと考えています。

以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御要望、説明について質疑応答を行いたいと思うのですが、委員の皆さんいかがでしょうか。

○道垣内専門委員 都銀懇話会のお話で仕組みはよく分かったのですけれども、日本の銀行法のもとで扱う場合には、きちんとイスラム金融なるものを定義しないと駄目だと思うのですが、子会社等の場合には日本語で分かるように日本の法律用語としてきちんと定義したものがあるという状況で、それと同じものにして欲しいということなんでしょうか。きちんと定義できるのかということと、銀行の子会社のものと同じ定義に入れて欲しいということなのか、という質問です。

○大崎座長 私もそこは気になったのですが、金融庁の資料の10ページにある銀行法施行規則17条の3第2項2号の2のこの記載のまま、例えば本体でもこういうことをやらせて欲しいというようなお話なのか、これでは不十分なのか、その辺を教えてください。

○都銀懇話会 我々は必ずしも法律を変えてくださいということではなく、色々なやり方はあると思うのですけれども、例えば今、金融庁様の御説明の中に異種リスクについてお話があったと思うのですが、この異種リスクは大きく分けて2つあると思います。1つはシャリアの遵守の話。2つ目として、物品、不動産の売買。この2点だと思います。

この物品、不動産の売買というところにつきましては、例えば先ほど申し上げましたファイナンスリースです。この形態は既に認められているということなので、例えばイスラム金融で言うところのイジャラ方式の内、ファイナンスリース形態については、個別に御相談してやらせていただくということではないか。シャリア遵守のところ

についても個別に御相談させていただくことになるかと思えます。マレーシア三菱東京UFJ銀行でシャリアコミッティというものがございまして、そういったシャリアコミッティとの会話の中で感じますのは、基本的なスキームについては国によって判断が違うということはほとんどございまして、あくまでも何か特別なことをやろうとすると意見が異なるということがあるということで、その辺の蓄積した経験等を踏まえて御相談させていただくのではないかと。そういうイメージを持っております。

○道垣内専門委員 私が質問していることお答えとは少し違うのですが、先に金融庁に伺うと、金融庁の1-2①の2ページに規則17条3の第2項、限定列举の中にイスラム金融と書いてありますね。これはこういう書き方はしていないはずですね。

○金融庁（藤本企画課長） これは10ページのボトムに。

○道垣内専門委員 これではまだ明確には分からないのですが、これと同じことをできるようにすれば、それでいいということですか。

○都銀懇話会 この1ページと2ページで今の建付けということで、グループ会社については限定列举という形でされているわけですが、本体については先ほど御説明がありましたように、弾力性を持たせるということでありまして、これについて銀行本体でイスラム金融をやるとなった場合に、下の限定列举と同じように明確にということを銀行法上でということは、もちろんできればいいかもしれませんが、そこまでは考えておりません。

先ほど御説明がありましたけれども、案件ごとにこういうスキームでどうかという御相談をしていく手段のみならず、効率的な業務推進等の観点より、ある程度共通性のあるものについてはあらかじめ御説明をさせていただいて、こういうものについてであればまずは可能であるというようなところを、例えば監督指針等で示していただく。そういうことが可能かどうかということだと考えております。

○大崎座長 よく理解できないのですけれども、多分、私と道垣内専門委員は同じ疑問を持っていると思うのですが、要はこの銀行法施行規則の文言は役に立つのか立たないのかということなのではないかと思うのです。私はなぜせつかくこんな文言をみんな考えたのに、それを本体でもやっていいか悪いかという議論をしてはいけないのかというのがあまり理解できないのです。だからそこまでは求めてはいらっしゃらないと言うけれども、別にそんな遠慮をされなくてもいいのではないかと思ったのです。

○安念委員 法的に言えば、施行規則17条の3第2項の2号の2でいう、「金銭の貸付け以外の取引にかかわる業務であって、金銭の貸付けと同視すべきもの」が銀行法本体で言う付随業務の中に入るということを、紙ではっきりさせてくれと、こういう御要望だと私は理解したのですが、それは違いますか。付随業務の書き方を変えてもらう必要はない。しかし、付随業務の定義は、正に課長がおっしゃったようにばくつとした書き方なのだから、その「ばくつ」の中に2号の2の業務は入るという解釈を

明らかにしてもらえばいいという、こういうことではないですか。

○都銀懇話会 そのとおりです。

○大崎座長 それならすっきりしますね。

○安念委員 では、してもらったらどうですか。

○大崎座長 そこはいかがですか。

○金融庁（藤本企画課長） 正にそういったところを今後も必要があれば、ノーアクションレターの手続などで確認していく方法もあると思いますし、それが典型的に整理していけるのであれば、監督指針等で対応していくことが考えられるということだと思います。

○大崎座長 個人的な感想としては、あまりこれはノーアクションレターになじむ感じがあまりしないので、典型的に整理されたらいいのではないですか。せっかくこんな施行規則の文言があるのですから。だから逆に私が非常に気になったのは、この文言だと実際にマレーシアの支店でやろうとされていることにはまだ足りない点があるのであれば、それはそれで言っていただいたほうが良いような気がしたのですが、そうではないということですか。

○金融庁（梅村総括補佐） ノーアクションレターが適切なのか監督指針が適切なのかについては、きめ細かく事例ごとに確認していく必要があるのであれば、それはノーアクションレターの方がなじむかもしれませんし、ある程度付随業務のように幾つかの要件を示して、それに該当するかどうかで判断いただくような形がよいのであれば、それはそういったものがなじむかもしれませんし、それは一言にイスラム金融取引と言っても様々な類型とか、具体的な契約事例がありますので、それは銀行業界にどちらのニーズがあるかも踏まえて、必要に応じて対応していけばいいのかなと思います。

○道垣内専門委員 もう一点追加で伺います。先ほど国によってシャリアの内容が大分違う、それがリスクだとおっしゃったわけですが、外国で業務をする以上は現地法を遵守するというの一般的なことで、別にシャリアだけの問題ではないのではないかと思います。これは異種リスクでもないと思うのですが、いかがでしょうか。これは異種リスクでもないと思うのですが、その点が理由になっているようなご説明であった点がよく分かりません。

○金融庁（藤本企画課長） シャリアは世界で異なっているか大体同じかというのは意見が異なっているようではございますけれども、それがそれぞれのホストカントリーでどう扱われるかというのはありますが、それを銀行法の下で銀行に免許を与えている日本の監督の枠組みとの見地からすると、1つの考え方は全部、各集合の和集合、全部どれをやってもいいようにするというふうに考えるのかどうか、もしそうだとどうやって書いたらいいのか。

○道垣内専門委員 私が言っているのは、外国でビジネスをする国の法律を守るの一般的に銀行が負っている義務であって、当然のことであり、ロシアでビジネスをす

ればロシア法を守るというのを同じで、アラブでビジネスをすればアラブのルールは全て守るというのは当然ではないかと思うのです。

○金融庁（藤本企画課長） 同じで、そのホストカントリーで監督もされているということになると思うのですが、あるいは一定の法的な規律はかかっていると思うのですが、銀行規制の基本はホームカントリー規制でありまして、基本的にはホームカントリーが責任を負うということですので、外国でちゃんと規制しているから大丈夫ですというわけにはいかないということは理解いただきたいと思います。

○道垣内専門委員 外国当局が何かしているではなくて、日本の銀行の監督当局との関係で、日本の銀行は現地の法律を遵守してビジネスしますという一般的な義務としては負っているのではないですか。

○金融庁（藤本企画課長） 一般的な義務として負っているのですけれども、結局、監督するのは金融庁の人間だったりするものですから、何と申しますか、十分理解はしなければいけませんし、監督をする技術も持っていないといけないと思っています。その意味で、一体現地で守られている規制というものがどういうものなのか知らないところもありませんし、そこら辺も課題だと思っています。

○安念委員 一般に邦銀と例えば米銀のビヘイビアがどう違うかというのは、人が簡単に言うことではないと思うのですが、アメリカの銀行ならただ単にやってしまうのではないかという気がします。付随業務というよりも、これは銀行法で言う本体業務の貸付けだというふうに読んでしまうことは十分可能である。

なぜかという、銀行法というのはある意味で奇妙と言えば奇妙なのです。業務の定義として「貸付け」という言い方をしているだけであって、例えば民法上の消費貸借と定義しているわけではないですね。もし消費貸借なら消費貸借と書くべきだったのです。だから貸付けというのはある種の機能を言っているのであって、民法上の典型契約の名前を言っているのではない。つまり機能として定義していて必ずしも消費貸借でなくてもいいと考えれば、このイスラムの何だかよく分からないものも、機能は貸付けなのだから銀行法でいう貸付けなのです、というふうに考えればいいだけの話ではないかと実は思うのです。

何でそんなにコンサバティブに解釈しなければいけないのかが私はもともと分からない。確かに、ビジネスをやっている方としては、後になって金融庁に難癖をつけられたら困るといのは当たり前だから、あらかじめはっきりさせてくれというのはもっともなのだけれども、別にそうでなくてもいいと思うのです。

先ほど商品を介在させることによって、異種リスクで商品が売れなくなったら困るとかおっしゃったけれども、それなら抵当権だって同じではないですかね。消費貸借の裏街道で抵当をとるわけなのだけれども、その価値が下がってしまってどうにも処分できなくなったというのは、少なくとも御業界では10年ぐらい前までは極めて普遍的にあった現象であって、だからそれを貸付けと呼ばないなんていうことはもちろん

ないわけです。

つまり何を言いたいかという、民法の典型契約でどれも定義されていないのです。貸付けにせよ、預金の受入れにせよ、為替取引にせよ、これはみんな銀行法特有の概念なわけで、かつ、それらが機能で定義されているというふうに考えれば、付随業務に当たるという必要さえない。それは単なる貸付けの1類型である。あとは要するにリスクの管理という点から考えればいい。つまり貸付けだっているんなリスクがあるわけですから、それはリスク・エクスポージャーの管理として考えればいいのであって、貸付けという定義にそもそも入らないというふうに考える必要がもともとないのではないかと思ったのですけれども、とても乱暴でしょうか。

○大崎座長 それは私、安念委員のその説は結構魅力的に感じたのですけれども、ただ、障害があるとすると、既に施行規則で金銭の貸付け以外の取引に係る業務であって同視すべきものと書いてしまっているという、ここが引っかかりますね。

○安念委員 それは分かります。

都銀懇さんの要求事項はこれだということをかちっと言っていただいたほうが、我々としてはやりやすいのです。だから先ほども申しましたように、施行規則17条の3の第2項の2号の2の定義はあくまでもグループ会社の話だから、これを本体でもできるように、付随業務なら付随業務の中に入るということを、何かの文書の形で公式に宣言していただきたいという御要望であるなら、それはそれで金融庁さんに飲んでいただけるかどうかはともかくとして、我々のやるべきこととしてははっきり定義されるのではないかという気がしたのですが、いかがでしょうか。

○都銀懇話会 今、御指摘いただいたとおりでございまして、それが明確に何らかの形でなればということが手前どもの要望でございまして。

○大崎座長 多分、金融庁として今すぐどうこうということを、この場で言うていただくというのはなかなか難しいと思いますし、そこは別にそう言うていただく必要もないのですけれども、若干個人的な感想をこの場でついでに申し上げさせていただきますと、たまたま私は大学で金商法の授業と演習というものを担当してまして、そこに外国人の留学生なんかも来てまして、たまたまインドネシアの留学生がいたときにイスラム金融について発表したいということでやってもらったのですけれども、そのときに言うていたことで非常におもしろいなと思ったのは、インドネシアだけかもしれないけれども、ムスリムの国では最近こういうことに対する関心がむしろ若い世代で高いと言うのです。

それは恐らくナショナル・アイデンティティを求めるみたいな気持ちが若い人ほどかえって強いのかなと。一般には何となくイスラム金融と言うと保守的な年寄りが好むものではないかと思いがちなのですけれども、違うと言うのです。だから若いムスリムの人たちがシャリアをきちんと守りたいという気持ちから、既存の銀行にお金を預けたりするのは汚らわしいから嫌だみたいなことを考えてしまうので、お金がうま

く回っていかないというような問題意識で、インドネシアでもイスラム金融の制度整備をむしろ最近始めたというような話を紹介してくれまして、私はですからその話を聞いていて、イスラム金融というのはむしろ今後伸びていく可能性があるニューフロンティアなのではないかという気がしています。

日本ですと、日本の銀行がイスラム金融をどこまでやるのか金融庁としても若干眉唾物ぐらいに思っているのかもしれませんが、先ほど御指摘があったとおり、スクーク債もそんなに出ていないよねというお話もございましたが、何となく将来の展望を考えると、こういうことについて前向きな姿勢を発信していただくのは、いろんな意味で日本のためになるのかなという気がして、是非御検討いただきたいと思います。

○都銀懇話会 最後によろしいですか。

手前どもも個別行の話をさせていただきますと、マレーシアには現地法人がありまして、正に子会社ということでイスラム金融の取扱いができるわけですが、例えば中東では支店形態で営業しており、そういったところでも何か新しい取組等ということでアイデアを持っているわけなのですが、なかなか実際のニーズであるとかそういった類型化ですとか、そのあたりの説明力というのは我々銀行サイドとしてももっと上げていかなければいけないという部分がありますので、引き続きいろいろ御相談をさせていただきますながら、何かできたらと思っていますので、よろしく願いいたします。

○大崎座長 今日は皆様お忙しいところありがとうございました。是非前向きな御検討を期待しております。よろしく願いいたします。

それでは、違う議題に移りますので、今、御出席の方の入れ替えをさせていただきますので、少々お待ちください。

(説明者入れかえ)

○大崎座長 それでは、大体おそろいかと思います。本日の議題の2番目でございますが、独立行政法人日本貿易保険による貿易保険の付保対象契約拡大に係る規制改革要望ということで検討を行いたいと思います。

本議題につきましても、都銀懇話会よりの御説明をお願いいたします。都銀懇話会からは先ほどから引き続きまして、りそな銀行の原藤経営管理部グループリーダーに御出席をいただいております。新たに三井住友銀行の太田常務執行役員、福田経営企画部全銀協会長行室副室長、内田プロジェクトファイナンス営業部副部長にお越しをいただいております。

それから、この問題の所管省として経済産業省から御出席をいただいております。いらっしゃるはずですが、小野貿易経済協力局貿易保険課長と今、既におられます鮫島貿易経済協力局貿易保険課課長補佐に御対応いただくということでございます。

それでは、都銀懇話会からの御説明をお願いいたします。

○都銀懇話会 三井住友銀行の太田でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、都銀懇話会として規制改革ホットラインに提出させていただいております貿易保険制度に関する要望について御説明申し上げます。お手元の資料に沿って御説明申し上げますので、まず資料の1ページを御覧ください。

皆様御案内のとおり、世界中のインフラ需要というものが莫大な額に上っておりまして、特に成長著しいアジアにつきましては、2010年から2020年の11年間で8兆ドルの資金が必要になると言われております。左下の図1に書いてございますけれども、これは年間にいたしますと7,000億ドルぐらいの資金需要があるという中で、アジアへの投資額といいますのは民間投資とODA合わせて約300億ドルでございますので、太宗が何らかの形でファイナンスをつけないといけない状態になっております。例えばそれぞれの国が国家予算で賄うでありますとか、あるいは民間の資金を導入して銀行のファイナンスありますとか、そういうふうなファイナンスをつける必要があるということでございます。

一方で、こうした資金需要に対しまして邦銀が積極的に関与しておりまして、特にリーマンショック以降は欧米の銀行が資産の圧縮を図る中で、この分野については邦銀が進出しておりまして、下の右の表にございまして、今、プロジェクトファイナンスに関するアレンジャーのランキングでは、邦銀3行がトップ5に入るという状況にございます。当然ながらこういうプロジェクトに対する融資といいますのは大変なリスクを伴いますので、特に新興国の場合というのは民間の金融機関ではなかなか負えないリスクがございまして、そこで2ページでございまして、私どもが頼りにしているのが貿易保険の制度でございます。

貿易保険の制度で今、私どもがカバーをしていただいておりますのは、そこにございます1つは非常危険と呼ばれるもの。これは例えばその国で国際紛争が起きたりとか、テロが起きたりとか、あるいは為替取引が禁止されたりといったいわゆるポリティカルリスクといいますか、そういう私どもではコントロールできないリスクをカバーしていただいているというものが1つ。

もう一つは信用危険。通常の商売のリスクというのは私どももとれるのでございますが、例えば銀行が相手国の政府系の企業と契約を結んでいたのだけれども、相手側がその契約の不履行、契約を履行しなかったというふうなケースになりますと、これはプロジェクトが長期にわたりますだけに非常に大きなリスクを負うということで、私どもがとれないようなコマーシャルリスクについても一部信用危険ということで、貿易保険の対象にいただいているということございまして、これが、邦銀が世界中でこういうふうなファイナンスを展開していく上で、非常に大きな意義を持っております。

そういう意味で、今回、貿易保険制度の改正が予定されておりました、右下の表に



ございますけれども、付保対象が拡大されることにつきまして私どもとしても大変ありがたいと思っている次第でございます。

さはさりながら、まだそれでも私どもの懸念といいますか、私どもが今後この業務をさらに伸ばしていく上で課題となっているポイントが2つございます。資料の3ページを御覧ください。課題の1つ目は、やはりこの種のプロジェクト、この種の事業といいますのが、ほとんどドル建になっているということでございます。私ども邦銀は持っておりますお金が円でございますので、ドルの調達をしなければいけない。通常のケースですとマーケットとか、あるいは私どもでドル債を出したりとか、いろんな形でドルの調達をしているのですけれども、いざそのマーケットが不安定になった場合にこれが調達できなくなると、私ども自身がデフォルトに陥ってしまうということで、ドルの調達が1つのネックになっております。特に最近では海外でのインフラ案件あるいは資源の開発案件というのが莫大な金額に上っておりますので、これをドルでファンディングをしていくということになりますと、相当大きな負担がかかってくる。逆に言いますとドルのファンディング能力が私どものそういうファイナンスの足かせになっているというのが1つございます。

もう一つは、特に新興国なんかでインフラ需要に応えるときに、現地の為替リスクが大きな問題になっているということでございます。当然ながら例えばインドネシアですと、インドネシアのインフラプロジェクトというのは彼らにとっての収入は地場通貨でございます。一方で借入れはドル建で行っていますので、その為替リスクをどういうふうにマネージするかというのが一番大きなネックになってまいります。逆に言いますとそこがマネージできないようなものは私どもにはできていない。

つまり例を挙げていいますと、高速道路の案件がございまして、高速道路は当然ながら収入というのは地場通貨での通行料でございますので、ルピア建の収入でございます。ところが、高速道路を建てるファイナンスというのはドル建で行われますので、そうしますと現地の借入れにとりましてはルピアの収入があつて、ドルの借入れがあるということで、ここで為替リスクが発生するものですから、借入人がそういうふうな過大な為替リスクを負っているという案件について、今、現実問題として私どもファイナンスをつけられない状況にございます。なぜかといいますと、私どもが例えばドルでファイナンスをして、ドルで返してもらうというときに、地場通貨の為替が安くなりますとどんどん地場通貨建の収入が減っていくわけです。そうしますと、借入が本当に返済できるのかということが非常に不確実でありますので、できないことになってしまいます。

では、どんな案件ができていくかといいますと、例えば電力案件、発電所を建てる案件がございまして、これはドル建で貸しております。通常はそのとき借入になるのはSPCと呼ばれる特別目的会社なのですけれども、彼らが発電した電力を国営の電力会社に売りますという契約を結んでおります。いわば電力の卸売でございます。卸売契約

を結ぶときに彼らの売電収入をドルリンクの地場通貨でもらっているのです。例えばルピアの電力料金を国営の電力会社は一般利用者から集めるのでけれども、卸売電力に払う売電料金というのはドルリンクのルピア建で払っています。ですからそこで為替リスクをヘッジする形にしています。ですからルピアでもらってもドルリンクしていますから、そのままドル相当で返ってくるということで、これはお貸しできることになります。ですからその売電契約をきちんと先方が守ってくれることが前提になっております。

もしも守ってくれなかったらどうするか、そのときは貿易保険でフォローが可能でございます。これは、現状の制度でも可能です。なので、そういうふうな仕立てをできる案件は我々もファイナンスができるのですけれども、先ほど申し上げたようにそういう仕立てができない、例えば高速道路みたいな料金収入の場合です。収入が全部ルピアで入ってきて、ルピアは沢山保有しているのですが、これをドルに替える方法がないというようなプロジェクトに対しては、今のところ民間銀行としてはファイナンスが付けられないという現状でございます。

これを解決するためにはどうしたらいいかというと、一つは現地通貨レートのファイナンスをするということでございます。もう一つは、借入人とも通貨スワップの契約、つまり現地通貨とドルの交換をするという契約を結ぶということでございます。

具体的に申し上げますと4ページを御覧ください。この1つ目、現地通貨建のファイナンスですけれども、表の下側に邦銀とございます。邦銀が左側にございます借入人に対して現地通貨建の融資を行う。このためには邦銀が現地通貨を調達しなければいけません。もしもちゃんとした支店網があつて、日本みたいに円の預金がありますというケースですと、預金で調達して現地通貨建のファイナンスができるのですけれども、例えばインドネシアは私ども大きな支店網を持っているわけでもなく、そういう新興国通貨の預金をこれに充てるわけにはなかなかないかないというのが現状でございます。

では、どうするかといいますと、地場通貨でスワップを結ばなければいけないことになります。例えばドルを持っていきます。ドルを持ってきて、これは地場の銀行とドルをあげますから現地通貨をくださいというスワップ契約を結んで、そこで得た現地通貨を貸し出すことが必要になってまいります。ところが、こうしますと私どもはきちんと地場銀行がカウンターパーティーとして信用できるのかどうかというリスクを負いますし、あるいは現地の政府が例えば通貨規制をかけたとか、そういうことでマーケットが混乱するというリスクもございます。そういうリスクを負わなければいけないことになります。

もう一つの方法が5ページにございますスワップを使う方法でございます。これは先ほどと違いますのは邦銀と借入人の間の融資契約そのものはドル建でございます。そして、借入人と邦銀の間でスワップの契約を結びます。これはどういうことかとい

いますと、借入人が例えばルピアを持っております。ルピアを持っているだけではドル建の返済ができないので、邦銀が借入用のドルを借入人に渡して逆にルピアを受け取るというここでスワップ契約を結ぶわけです。そのときに為替レートがフィックスされますので、相当為替リスクがヘッジされる。ところが、邦銀はルピアをもらってもしようがないので、もらったルピアを今度は地場銀行と、また、逆のカウンターのスワップ契約を結びまして、ルピアを現地銀行に渡してドルを受け取るという裏の取引がございます。その両方をやらなければうまくいきません。そうしますと、先ほどと同じように地場銀行のリスクをとると同時にポリティカルリスクというのは免れないこととなりますので、ここが大きなネックになってまいります。

そこで今回の要望事項でございますけれども、6ページ目におまとめしております。1つ目は先ほど申しあげました邦銀が海外で展開していく上でドルの需要、ドルの調達が不可欠であるということでございますので、要望①というふうに図示しておりますところ、赤の要望①のところですか。これは邦銀が今、私ども手元に持っている円をドルにかえる。そのためのスワップを結びますけれども、円をドルにかえるためのスワップ契約に NEXI さんの貿易保険が付保できないかということでございます。

もう一つは、先ほど申しあげました現地通貨建の貸出しをする、あるいはドル建の融資をして返済をルピアで受け取るといった場合に必要になってくるドルと現地通貨のスワップ、これに NEXI さんの貿易保険をつけられないか。この2点が今回お願いをしております私どもの要望でございます。

この2つにつきましては貿易保険の対象に今のところなっていません。これを貿易保険の対象に加えていただくことによりまして、邦銀としてはやはりトータルなファイナンスの提案ができると考えております。

これができることによる効果でございますけれども、7ページ目を御覧ください。御高承のとおりインフラ輸出というのは政府の成長産業の1つとして日本再興戦略の柱になっておりますけれども、これができることによりまして1つは我が国企業が海外にインフラ輸出をしていくというときに、それを邦銀としてファイナンス面でバックアップできるということがございます。特に大型のインフラ輸出でありますとか、あるいは逆に最近で言いますと資源の輸入。日本にとっての必要な資源の輸入も大型化しておりますので、こういうプロジェクトに対するファイナンスに必要なになってくる莫大な資金の調達、特にドル資金の調達ということで、これは大変なサポートになるということでございます。

もう一つは、新興国におきましてこれまで手がつけられなかった為替リスクを伴うようなプロジェクトへのファイナンス。これをすることによって新興国におけるインフラの整備が進む。日本が主導して新興国のインフラ整備を助けることができるという側面がございます。こういうノウハウは先ほど申しあげましたように、今、邦銀が積極的に強化しているところでございまして、貿易保険さんとか JBIC さんといったところ

と協働して積極的に展開しているところでございますので、ここの適用範囲といえますか、対象となるプロジェクトをさらに広げていただきたい。そのことによって新興国のインフラの整備にも支援をしていくことができるし、世界経済の発展のために役に立つのではないかとということで、今回、御要望を申し上げている次第でございます。

8 ページ以降は御参考としまして NEXI さんの概要ですとか、スワップ契約の概略について記載しておりますので、後ほど御参照いただければ幸甚でございます。

私からは以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御要望に関しまして、経済産業省から御説明をお願いいたしますでしょうか。

○経済産業省（鮫島課長補佐） まず都銀懇話会さんの御説明につきまして、私どももインフラ輸出を応援したいという趣旨についての思いは共有するものでございます。今、我々として法律改正でできるところまで取り組んでいるというところでございますので、まずどこまで取り組んでいるか、お配りしている資料で御説明差し上げたいと思っております。

この貿易保険制度につきまして簡単に御説明させていただきたいと思っております。こちらの2枚目の資料で（参考）貿易保険制度の概要という資料でございますが、貿易保険については一番上の○にございますとおり、我が国企業の輸出であるとか投資とか融資とか、こういった対外的な取引に伴う民間損保で引き受けられないリスクをカバーするものでございまして、独立行政法人日本貿易保険は政府から9割の再保険を受けて実施しているというものでございます。例えばこの輸出支援とございますとおり、日本の企業が外国企業に物を輸出するときに代金が相手国のポリティカルリスクで返ってこないというリスクがございますので、この代金回収リスクをカバーしております。保険引き受け実績でございますが、これはある企業には最高何千万円まで、別の企業には何千億円までというように、そういった保険金額の積み上げをあらわしたものでございます。これは24年度で約6兆円でございます。日本の輸出金額が大体70兆円でございますので、その大体約1割を貿易保険でバックアップさせていただいているものでございます。

また、投資とございますが、例えば日本の企業、商社とかメーカーが外国の企業とかプロジェクトに投資をした場合に、その投資が収用とかで毀損してしまうもしくは全くゼロになってしまう場合に、その投資価値を填補するものでございまして、年間の引き受け累積額、引き受け総額が約5,000億円となっております。

一番左が融資に関するものでございます。これは日本の企業が外国の企業に出資するとか、もしくはSPCをつくり、外国で電力の発電であるとか、LNGや油田のプロジェクトを作ることがございまして、これは出資だけで賄い切れませんので、日本の銀行からローンを集めて行われています。このローンが海外でのポリティカルリスクや信

用リスクで返ってこない場合に、そのリスクを日本貿易保険がカバーするというものでございまして、こういった融資に対して都銀懇話会さん始め各銀行に御利用いただいているものでございます。これの引き受け、プロジェクトの累積でございますが、これが約1兆5,000億円あるというものでございます。今回御要望にあるスワップ等によるリスクについては、ここでは類型には入っていないというもので、これをつくってはどうかという御要望と認識してございます。

今まではこういった制度でございますが、都銀懇話会さんや商社あるいはエンジニアリング協会からの御要望に応じて、法律改正に今、取り組んでいるものでございまして、その中身がこちらの細かい資料でございます。

ごくごく簡単に御説明差し上げますと、この法律を提出した趣旨は去年1月に発生したアルジェリアでのテロ事件などにあるように、日本企業の海外事業での戦争テロリスクの増加が改めて認識されているとか、また、日本企業の海外子会社の取引形態が多様化あるいはグローバル化していることに応じて貿易保険制度を改正しようというものでございまして、具体的な中身はポイントだけ3点でございます。

まず一番左にございまして、戦争テロリスクへの対応とございまして、例えば外国の石油会社が日本のプラント業者に工事を発注した場合には、今までは発注代金だけは貿易保険でカバーしておりましたが、例えばテロなどで建設が中断したときに被ることになる人件費とか貨物の保管費用などの追加的費用は、貿易保険でカバーされていないではないかということが明らかになりましたので、こういった状況を踏まえて、これも貿易保険の対象に加えようということでございまして、これはエンジニアリング協会の御要望を受けたものでございます。

また、真ん中は商社やメーカー等の御希望に沿ったものでございまして、今までは日本企業から海外の拠点、例えばシンガポール拠点とか、香港の子会社までの取引については、そこまでの取引は貿易保険の対象となっておりましたが、そこから先です。例えばシンガポールからインドへの取引もしくはシンガポールからタイへの輸出、こういった外から外への取引は貿易保険の対象となっておりませんが、グローバル化に応じて外、外の取引が増えているということもございまして、そこも日本の貿易保険をかけられるようにするというところでございます。

一番右が資金調達の手続きというところでございまして、例えば黄色にございまして、日本企業が関与するプロジェクト、オーストラリアでのLNGの開発プロジェクト等でございます。最近ではLNGのプロジェクトも深い沖合であるとか、巨額になってございまして、必要な資金は数千億、場合によっては数兆円に上がることがございまして、そういった巨大なプロジェクトに対しては邦銀さんを始め融資をいただいているものでございますが、例えばブラジルとか日本の銀行だけでは対応が追いつかないような地域でも資金調達が必要になってございまして、こういったところで今までは日本の銀行の日本にある支店からの融資のみ貿易保険の対象でございましたが、今後は外国の

銀行とか、もしくは日本の銀行の海外支店、そういった外国にある銀行からの融資に対しても貿易保険の対象にしよう。これによって日本の企業が関与しているプロジェクトが資金を多く集めやすくする、もしくは外貨でもローンを安く集められるようにする。こういうことで日本のプロジェクト、海外でのインフラプロジェクトを応援しようということでございます。

これは法律改正事項としては、保険をつけられる融資の主体を日本の銀行から外国の銀行にも加えるということでございますが、これによって現地通貨建の融資もやりやすくなるという効果が期待できます。また、資金のローンの長さですね。今までは長期、1年以上返済期間の融資についてのみ貿易保険をかけられるようにしてございますが、それを取っ払って1年未満、短期の資金融資に対しても保険をつけられるようにしておりますので、つなぎ資金等に対しても貿易保険がかけられるようにするということでございます。

こういった法改正でできる範囲で、まずは法改正を進めているということでございますが、今、御提案いただいたのはスワップ等のことでございます。こういったスワップ等ができれば、さらにインフラ輸出等が進むのではないかとということについては、我々も否定するものではございませんが、いろいろな課題があると認識してございます。

当然、スワップには金利物のスワップであるとか、また、為替のリスクを受けるものもあると認識しております。こういった為替のリスクはどれだけリスクがあるのかという、その価格のバリエーション、評価の問題も難しいと考えてございますし、実際にどういう値動きをしているのかとか、自分たちはどういうリスクを抱えているのかという、そういった引き受けた後のモニタリングも非常に難しい問題です。これをモニターする体制を整えなければいけませんし、業務プロセスも整えなければいけないと考えてございます。

また、さらにこういったいわば金利リスクであるとか、為替リスクは民間銀行ビジネスの中核ということでもありますので、そこは民間のほうがより適切に管理できるのではないかと。国が管理するのかわちらかいいのかという問題もございまして、最終的には貿易保険が払った保険金の9割が、国が再保険でカバーしているという、国家の財務基盤を以て負担をしているという側面もありますので、こういった金利のリスクを国でリスクテイクしてよいのかということについては、納税者に対しても含めて説明責任が必要だと思っておりますので、今後もよく議論していかなければいけないかと考えているものでございます。

一概に否定するものではございませんが、こういった課題があるということをお伝えしたいということでございます。ありがとうございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、この問題について少し質疑応答をしたいと思います。最初に私から2

点、今、大体御説明をいただいているのですけれども、確認の意味も含めて経済産業省にお伺いしたいのですが、まず1点目は今般の改正法案を作成される段階でこういった御要望なりそういうニーズといいますか、そういう問題意識があることについて御承知だったのか、それともこの点については法案作成後にお知りになったのかというのを1つ確認したい。

もう一つは、先ほどのお話ですと若干やや奥歯に物が挟まったとかいうと失礼なのですが、遠回しな言い方だったような気がしたのですが、この問題について技術的な課題が克服されれば十分対応できるというふうにお考え、もちろん法改正を伴ってお考えなのか、それとも貿易保険というものの物の本質上、あまりなじまないとお考えなのか、そこを是非率直なところをお伺いしたいのですが。

○安念委員 全く同感です。

○経済産業省（鮫島補佐） 承知いたしました。

まず作成段階で認識していたかということにつきましてですが、都銀懇話会さんや都銀のメガバンクさんとの間では意見交換は定期的に行っておりまして、こういった御要望があることは認識しておりました。

外国銀行を主体に加えてほしいという要望もあったということは両方認識してございましたので、まずできるものだけを先にやったということでございます。

2つ目の御質問は非常に難しい問題だと思っております、技術的また根源的な問題が非常に大きいものだと思っておりますのが、どうでしょう、本質的にそもそも反するとまでは言えないのではないかと思っております。

○大崎座長 どうでしょう。他の委員の方がいかがでしょうか。

○安念委員 これは座長が御質問になった第2の点に正に関わってきますでしょうね。金融機関のお立場としては、バックアップしてくれるものがあるならそれに越したことはない。そうすると商売が大いにやりやすくなります。それは当たり前のお話ですね。ところが、先ほど鮫島さんも少しおっしゃったけれども、為替リスクはもともと金融機関さんの商売の種でしょう。本来はリスクがあるからこそ御商売もできるはずのものであって、リスクが現実化してきたときには国に頼むというのは、私みたいな下品な言い方を鮫島さんはなさらないのだが、それは少し虫がよ過ぎはしませんか。これは私の表現です。鮫島さんがそうおっしゃったというのではなくて、私の表現ですよ。もう一つ、これは貿易保険の本質に反するかどうかというのは、なかなか解はないので、本質から演繹していいとか悪いとかということと言えないと思うのですが、しかし、本来的なデフォルト的リスクをとってもら、戦争その他のカントリーリスクもとってもら、その上で資金調達に係るスワップのリスクもとってもらとなると、そんなの国家が自分で、例えばJBICならJBICでやったら早いのではないかと。つまり全部国家がリスクを最終的に背負うことになるので、それは国が全部やっているのと同じではないですかというふうになるのではないかと。

ただ、この貿易保険というのはどこの国もやっているからやっているのです。つまりこれは機能としてはある種の輸出補助金と同じことなのです。輸出補助金はWTOのスキームで禁止されているからやらないだけの話であって、機能は同じことです。だとすると結局、決め手はこれしかないのではないかと私が思うのは、他国もやっているかということだと思っております。

つまり、他の国もやっているのに日本だけやらないとイコールフットイングにならない。それは、理屈というよりも日本だけディスアドバンテージを受けるかどうか、不利な立場に置かれていないか、ということが重要なのではないかと私は思っております。その点については何も知見がありませんので、どなたか教えてくださいまして、できれば幸いです。

○都銀懇話会 今の安念委員の御指摘で誤解がないようにと思いましたので御説明いたしますと、まず為替は銀行にとって本業ではないか。これはおっしゃるとおりでございます。例えばマーケットがちゃんとあって、そこできちんと監視している人がして、例えば円とドルです、ドルとユーロですというハードカレンシー間の為替であれば商売としてやっています。ですからきちんとした ALM を引いて管理をした上で商売している。ところが、私が今、申し上げているのは新興国の通貨でございます、流動性もなければ交換ができるかどうか分からないという非常に不安定な話をしておりますので、これは正直申し上げて銀行の本業とは少し違うなという感じがしております。

もう一つ、何でもかんでもリスクをとってもらったら国がやっているのと同じではないかというお話なのですけれども、これは私どもがとれるリスクをとっているということをお話いただけます。例えばプロジェクトファイナンスで言いますと、発電所がちゃんと建設されて、オペレーションがちゃんとされて、キャッシュフローがちゃんと出てきて、そこできちんとプロジェクトとして成立するかというリスクはとっています。だけれども、例えば契約を結びました。契約の相手側は国の機関です。その国の機関が売電契約上払わなければいけない。払ってきませんでしたというリスクは国のリスクとしてなるべくとってくださいよと。そうでなかったらそういうリスクの高いところとはできませんよというのが私どもの立場でございますので、そこが何でもかんでも丸抱えでやってもらっているということではないと認識しています。

私どもの立場からしますと、先ほどどこで線を引くかということをお話しますと、これは融資契約については付保されているのです。この融資契約にスワップの契約がついてこないとならぬ融資契約自体がなかなか実現しないということでは、むしろ一体として取り上げていただくのがあるがたいなと考えております。

以上でございます。

○大崎座長 松村委員、どうぞ。

○松村座長代理 今の説明がよく理解できなかったのですが、今の御説明だと要望の



②に関して御説明いただいたと思うのですが、①と反しているように聞こえたのですが、もう少しわかるように説明していただけますか。

○都銀懇話会 ②は現地の通貨の。

○松村座長代理 ②の説明はいただいたのでよく分かった。①が理解できなかったのです。

○都銀懇話会 分かりました。②は現地の通貨の話で、①はドルの話でございます。ドルにつきましては私ども日本の銀行である限り、ドルのファンディング、ドルをどうやって調達するかというのは根源的なリスクとして残っております。これは私ども預金で集めておるのは円でございますので。

○松村座長代理 先ほどの御説明では、ちゃんとした市場なら取引について、私たちはちゃんとリスクをやっているのだということをおっしゃったと思ったので、わからないと言っている。そこにリスクがあるのはわかりますけれども。

○都銀懇話会 それは通常のマーケットがあるようなときであればおっしゃるとおりでございます。ですから通常ときは我々もちゃんとお客さんがドルの預金を得、マーケットなどのファンディングも得、自分で外債も出しとってドルを調達してそのお客さんに貸付けている。

だけれども、そのドルのファイナンスがあまりに大きくなってくると、例えばマーケットが混乱したときに、リーマンショックが起きたようなときに、そのマーケットは一時的に機能しなくなる可能性があるのです。それは何が起きるかということ、お客さんに対してドルを供給しなければいけない。ところが、我々はドルを調達できないとなると銀行がデフォルトになってしまいます。だから、そのリスクをきちんと押さえながらやっているの、ドルを無尽蔵に貸し出すことはできないという意味です。

ですから、今のままでいくと早晩、邦銀の海外におけるドル業務というのは限界が来るというお話でございます。特に最近、このドル建の資金需要がこういうところでふえているので、ここできちんと対応していくためには、ドルについても今後はファンディングのサポートがないとなかなか難しくなってくるという意味でございます。

○大崎座長 それは何となく台所事情としてはわかるのですが、それを言ってしまうと日本の銀行というのは国が助けてくれないと商売ができないと言っているみたいに聞こえてしまうので、ちょっと。ですから、それはそういうことまで問題なのだとおっしゃるのであれば、それは世界中の銀行みんな同じですね。リーマンショックみたいなことが起きたら大変ですという意味では。

○都銀懇話会 ただ、金融市場が機能を果たせなくなった場合のバックストップですね。このバックストップの機能というのはどこの国でもあると思いますし、形を変えたバックストップ機能というものもございます。

○大崎座長 そうなると、やはり先ほど安念委員のおっしゃった話にまた戻ってくると思うのですが、経済産業省では海外のこういう輸出とか、対外投資に係る国

家的な保険機能をいろいろ勉強されていると思うのですが、海外ではこういうドルと自国通貨とか、あるいは現地通貨とドルのスワップについて何らかの保証なり保険をつけるというのはごく一般的なのですか。

○経済産業省（鮫島補佐） 私、寡聞にしてということですが、主要国ではこういった金利や為替についてやっているところはないと認識しております。一部の国で、為替のリスクを見る保険があったやに記憶はしてございますが、いずれにせよ欧米では為替金利のリスクはとっていないと認識しております。

○道垣内専門委員 今のことも関係するのですけれども、結局、コストは全部借入人に上乗せしていくのだろうと思うのですが、競争上、全部そういうふうに保険をかけてしまった場合、邦銀から借りることのメリットがだんだん薄れてくるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。このリスクの評価ができないとなると、相当高い保険料になるとおもうのですが。保険料について、感覚としてどれぐらいなら合理的であるが、民間はそのような保険を引き受けることができないということですね。

○都銀懇話会 おっしゃるとおりです。

○道垣内専門委員 その辺りが分からない。

○都銀懇話会 正直申し上げて、先ほど申し上げたように今、こういうファイナンスができていないのです。できていないので、例えば相手国政府にとってはこれまでそういう案件については自分たちの税金であるとか、あるいは ODA であるとか、それしか方法がなかったのです。だけれども、こういうやり方をすると、そういうところにも風穴があきますよというお話でございますので、それは相手国政府が例えばそれだけのコストを払ったってペイするののかという判断をするのだと思いますし、ボリュームという意味ではこれだけの膨大な需要がある中で選択肢を広げるといいますか、可能性を追求するというのは意味があると思っています。

誤解があっては困るので申し上げておきますけれども、先ほど申し上げた邦銀のドルの調達云々といいますのは、これを私どもは全体として管理するという話でございますので、実は個別で調達できないとかできるとかそういう話ではございません。それは ALM の中でコントロールしているということでございますが、これはむしろ個別のファイナンスをするときにサポートしていただけませんかというお話でございますので、そこはボリューム感が全く違う、タイミングが違うということは御理解いただきたいなと思います。

○安念委員 この手のファイナンスができていないというお話でした。それはそうですね。リスクのとり手がどこにもいなければファイナンスができないのは当たり前ですね。そこで、できていないというのは邦銀だけできていないのか。つまり、外国の金融機関は食い込んできているけれども、邦銀だけだんだんとウィズドローしているということなのか。それとも、ほとんど資金の出し手が国籍にかかわらずいない、し

たがって、逆に言えば、ここで日本政府がサポートしてもらえると邦銀がうんと稼げるのか。どちらの状況だと考えればよろしいですか。

○都銀懇話会 資金を出しておりません。先ほどランキングがございましたけれども、今、邦銀が今、この世界で一番積極的にやっております。ただ、例外がございまして、例えば外銀がその国に現地法人を持っていて、そこで預金を集めているときがありますね。そのケースだとそういう地場通貨を使ってファイナンスするけれども、ロスがあるかもしれません。ただ、ボリューム的にはすごく限られています。

○大崎座長 ありがとうございます。

どうも、これは世界中どこでも大体できるようなことが日本では禁じられているとかいう類の典型的な私どもが割と得意としている性質の案件とは少し違って、むしろ、これは当然政策的判断というのはどんなことにも入ってくるのですが、これは経済産業省として今のようなやりとりを踏まえて、今後政策的にこういうことを対処していくことが望ましいかどうかということをお検討いただくという感じですかね。どうでしょう。

○経済産業省（鮫島補佐） 検討するという意味ですが、今後とも実際にやるのはNEXIでございますので、METIが、NEXIとともに全銀協の方々と意見交換することは全くやぶさかではございませんが、こちらで何か本格的に制度をつくるということはお約束できません。議論は続けることにさせていただきたいと思えます。

○大崎座長 そこは是非よろしく願いいたします。他にございますか。

○松村座長代理 今お答えいただいた通りだと思うのですが、規制改革というよりも有望な産業政策のためであると理解しました。したがって、この枠組みでやるのがいいのか、別の枠組みでやるのがいいのか、それから、新しい産業政策であれば今コミットできないので、そもそもやるのがいいのかということから議論することになるのだと思いますが、非常にいいテーマだし有望なものなので、オール経済産業省で検討していただきたい。

○経済産業省（鮫島補佐） 我々も全国銀行協会さんは貿易保険のユーザーでありますし、意見交換していただいて前向きな提案をいただいたと認識しておりますので、今後もこれに限らず、意見交換を続けることはお約束いたします。

○安念委員 いいですか。愚痴みたいなものですがけれども、このたびも経済産業省さん大いに努力されて、閣議決定しましたね。ようやくこぎつけたという感じではないかと思うのです。

今日伺った話もそうなのだけれども、本当なら損害保険会社が、こんなのけしからん、何で俺たちがやる仕事を取るのだ、今日の話も俺たちも少なくとも1枚かませろ、というふうにならないとおかしいのではないかと思うのです。都銀懇話会さんの加盟各行さんなら、みんなそれぞれ大変御親密な損害保険会社さんがおありで、もう少し損害保険会社に意地があってもよさそうなものだなと。ただの愚痴を申しただけです

が。

○都銀懇話会 よろしいですか。民間の損害保険会社でもカントリーリスク保険というものをやっています。それはただ単純なカントリーリスクの保険でございますので、ここまで何でNEXIさんとやっているかという、NEXIさんは本当にプロジェクトの最初のころはずっと一緒にその案件を追いかけています。それでそれだけ危険があるということで御一緒させていただくのは非常にカンファタブルなのです。だからその辺の体制の違いとか、この経験の違いというのはあるかもしれません。我々はこれまでやってきた経験からして、NEXIさんと是非とも一緒にやりたいなと思っております。

○安念委員 分かりました。ありがとうございました。

○都銀懇話会 すみません、先ほどのお話で1点だけ。松村座長代理がおっしゃったとおりだと思うのです。これが規制改革会議の議論に乗るのかどうか私のはっきり言って分かりませんが、ただ、民間でとれないリスクを何らかの公的な機能でカバーするというのは、それは我々にとっては必要なことだと考えているのです。本当に有望な産業の政策上、必要な施策だと思いますので、是非前向きな御検討をお願いしたいと思います。

○大崎座長 それでは、大体よろしいですね。どうも皆さんお忙しいところ大変ありがとうございました。

それでは、事務局から何かございますか。

○大川次長 次回のワーキングの日程につきましては、また後ほど事務的に御連絡させていただきます。

○大崎座長 それでは、これで会議を終了いたします。どうも皆様ありがとうございました。